

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

1 趣旨

資格申請者の利便性向上のため、

- 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）
- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）
- 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）
- 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）

における申請書の様式等の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和 8 年 8 月 7 日（金）から同年 9 月 5 日（土）まで（30日間）

3 概要

(1) 内閣府令案

警備業法施行規則について、

- ① 警備員指導教育責任者資格者証の交付申請書等の様式
 - ② 機械警備業務管理者資格者証の交付申請書等の様式
- の改正を行う。

(2) 国家公安委員会規則案

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等について、

- ① 警備員指導教育責任者講習受講申込書等の様式
 - ② 機械警備業務管理者講習受講申込書等の様式
 - ③ 技能検定員資格者証の交付申請書等の様式
 - ④ 教習指導員資格者証の交付申請書等の様式
 - ⑤ 駐車監視員資格者証の交付申請書等に記載すべき事項
 - ⑥ 警備員等の検定に係る合格証明書交付申請書等の様式
- の改正を行う。

4 施行期日

令和 8 年10月 1 日から施行する。